

## 一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 会員および会費に関する細則

(目的)

### 第1条

本細則は、日本獣医腎泌尿器学会（以下「学会」という）の定款等の関連規程に基づき、会員の種別および会費の納入等に関する取り扱いを定める。

(会員種別および年会費)

### 第2条

1. 本学会の会員種別およびそれぞれの年会費は、以下の通りとする。
  - (1) 正会員（一般）：獣医師免許を有する者（8,000 円）
  - (2) 正会員（学生）：獣医師免許を有する大学院生等の学生（2,000 円）
  - (3) 準会員（一般）：獣医師免許を有しないが、本学会の活動に賛同する個人で、学生ではない者（8,000 円）
  - (4) 準会員（学生）：獣医師免許を有しないが、本学会の活動に賛同する学生（2,000 円）
  - (5) 賛助会員：本会の趣旨に賛同する法人・団体または個人（1 口 50,000 円）
2. 前項の学生区分（正会員（学生）および準会員（学生））で入会または更新を申請する場合は、別途、別紙 1 を提出するものとする。

(会費の納入)

### 第3条

会員は、本学会が別途指定する方法により、所定の期日までに年会費を納入しなければならない。

補則

本細則の改正は、理事会の承認を経て行うものとする。

附則

この細則は、2025 年 6 月 1 日より施行する。

本細則の施行に伴い、過去のウェブサイト等に記載された旧会費等に関する案内はすべて無効とし、本細則に定める内容を優先するものとする。

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会 会費（学生区分）適用申請書（別紙1）

申請日： 年 月 日

一般社団法人 日本獣医腎泌尿器学会  
会長 星 史雄 殿

申請者情報

適用を申請する年度（6月～翌年5月末日まで）	
氏名	
フリガナ	
所属機関（例：〇〇大学等）	
部局（例：大学院獣医学研究科等）	
専攻（例：獣医学専攻等）	
学年（例：博士課程2年等）	
※獣医師免許番号	
学会会員番号（取得済みの場合）	
連絡先メールアドレス／電話番号	

※獣医師免許をお持ちでない方は「準会員」区分で入会申請してください

申請内容(いずれかをマークしてください)

- 正会員会費（学生区分：年額 2,000 円）の適用を申請いたします。  
 準会員会費（学生区分：年額 2,000 円）の適用を申請いたします。

申請者署名（本人自署）：（ ）

指導教員推薦欄

指導教員氏名	
所属・職位	
連絡先（メール等）	

推薦内容

上記内容に相違なく、学生区分会費の申請を承認いたします。

指導教員署名（本人自署）：（ ）

事務局記入欄（記入不要）

受付日	年 月 日
審査結果	承認 ・ 否認
理事会承認日	年 月 日

送付先：日本獣医腎泌尿器学会事務局（入会申請フォームにアップロード／更新時はメール送付）